別表十十(一)
平
十五・
四•
一以終
以後終了事
業年度な
ガ

流抗	西文化 拖設 <i>の</i> 定の益)設置	等を	を行	う	会社	t~c	カ出					J	事 業 度			•	•		¥.	去人名	3						
特	定	会	社	T,)	名	称	1						当期	そ	の6	也の	場	合	のほ	瓦 崩	額	7					円
本月	店又に	は主た	る事	務層	听σ	所で	生地	2						取崩額		(4	4) +	言 (5) 十		+(7)		8					
期	首	特易	1]	勘	定	残	額	3					H	差	引		別 (3)				残	高	9					
当当		株式の ことと						4						減		上の額し							1 ()					
期取崩		芸株 式						5						算	当算	期中入	にます					質に 額	11					
額		と株式 を受り						6						期	末	特 (9)	別 —		助 一		残	高	12					
				特		定	梤	5	式	C	の	保	:	有	状		況	等	Ş	の		明	細					
				<u>×</u>						分						株		式		数			帳	簿		額	等	
																		1			棋	ŧ			2			円
期	首 現	在の	保	有机	特 5	定 株	:式	の数	汝 及	じび	帳	簿(田 額	13														. •
当期 譲渡等により有しなくなった特定株式の数及び帳簿価額 14												14																
の増減														15														
差	引期	末現る	生の				* 株 :		数	及て	ブ帳	簿	価額	i 16														
特	定株	式に	つき	き当	期	に	受 け	た	利益	生の	配	当(の額	į 17			_											

別表十(十一)の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が平成4年改正措置法附則 第27条 (関西文化学術研究都市における文化学術研究交流 施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の課税の特 例に関する経過措置) 又は平成3年改正措置法附則第18条 《東京湾横断道路の建設事業を行う会社に対し出資をした 場合の課税の特例に関する経過措置》の規定の適用を受け る場合に記載します。